

公立大学法人熊本県立大学ハラスメントの防止等に関する規則

平成18年4月1日
熊本大規則第23号

(目的)

第1条 この規則は、公立大学法人熊本県立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第37条第2項及び公立大学法人熊本県立大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤職員就業規則」という。）第24条第2項の規定に基づき公立大学法人熊本県立大学に勤務する職員（以下「職員」という。）並びに熊本県立大学及び熊本県立大学大学院に在籍する学生（以下「学生」という。）による大学におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、公立大学法人熊本県立大学における健全で快適な就労又は修学環境を作ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、及びパワー・ハラスメントをいう。
- (2) 「セクシュアル・ハラスメント」とは、職員、学生又は関係者（以下「職員等」という。）が他の職員等を不快にさせる性的な言動をいう。
- (3) 「アカデミック・ハラスメント」とは、職員等がその地位や職務権限を不当に利用して、他の職員等の意に反して就労上の若しくは修学上の権利を侵害する言動又は他の職員等を不快にさせる言動をいう。
- (4) 「妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント」とは、上司又は同僚が他の職員に対して行う、妊娠（不妊治療を含む。）・出産・育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動、当該制度や措置を利用したことに対する嫌がらせ等、又は妊娠・出産等したことに対する嫌がらせ等の就労上の環境を悪化させる言動をいう。
- (5) 「パワー・ハラスメント」とは、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員等の就労上の環境が害される言動をいう。
- (6) 「性的な言動」とは、性的な関心及び欲求に基づく言動並びに性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動をいう。
- (7) 「ハラスメントに起因する問題」とは、ハラスメントのため職員等の就労上の又は修学上の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員等が就労上の又は修学上の不利益を受けることをいう。
- (8) 「学部長等」とは、学部長、共通教育センター長、研究科長、事務局長、図書館長、地域・研究連携センター長、デジタルイノベーション推進センター長、国際教育交流センター長、キャリアセンター長、保健センター長、監査室長及びIR室長のことをいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、ハラスメント防止のための対策として次のことを行う。

- (1) ハラスメントの防止に関する方針の周知及びハラスメントの防止に関する指針（以下「指針」という。）の策定
- (2) ハラスメントの防止に関する啓発活動及び研修の実施
- (3) その他ハラスメントの防止に関すること

(学部長等の責務)

第4条 学部長等は、当該学部等におけるハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(職員及び学生の責務)

第5条 職員及び学生は、この規則及び指針に従い、ハラスメントを行ってはならない。

(苦情相談への対応)

第6条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員又は学生からなされた場合に対応するため、熊本県立大学ハラスメント相談窓口を設け、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を置く。

(相談員)

第7条 相談員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 人権委員会委員
- (2) 各学部及び共通教育センターから選出された教員 各1名

(3) 人権委員長から指名された事務職員 2名

2 相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員の責務)

第8条 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導・助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。この場合において、相談員は、理事長が別に定める苦情相談への対応についての指針に十分留意しなければならない。

2 相談員は、苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密、個人情報及び機密事項を他に漏らしてはならない。

(報告)

第9条 相談員は、職員又は学生から受けた苦情相談について、速やかに事務局長に報告しなければならない。この場合、予め苦情相談を行った者の同意を得るものとする。

2 相談員から報告を受けた事務局長は、必要に応じ、理事長、学長、副学長又は学部長等と協議し、苦情相談に係る問題の適切かつ迅速な解決にあたるものとする。

(相談員以外への苦情相談)

第10条 職員及び学生は、相談員以外の職員にも苦情相談を行うことができる。

2 前項の苦情相談を受けた職員は、適切に対応しなければならない。この場合においては前2条の規定を準用する。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 理事長、学長、副学長、事務局長、学部長等、その他の職員及び学生は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(懲戒処分)

第12条 理事長は、ハラスメントの態様等により、職員に対し、就業規則又は非常勤職員就業規則の定めるところにより、懲戒処分に付すことがある。

2 学長は、ハラスメントの態様等により、学生に対し、熊本県立大学学則又は熊本県立大学大学院学則の定めるところにより、懲戒処分に付すことがある。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成18年4月1日熊県大規則第23号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日熊県大規則第15号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月28日熊県大規則第9号)

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月8日熊県大規則第1号)

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日熊県大規則第7号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日熊県大規則第19号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。